

集会アピール

本日、関西地区分会の萩原光廣さんが、大阪地方裁判所に関西新幹線サービック会社小寺社長と第一事業所竹腰所長、山崎副所長を相手取り本人訴訟「損害賠償請求」を提訴した。

第2波とも言われる新型コロナウイルス感染症は、運転士、車掌、関連会社社員など私たちの職場にも押し寄せてきた。

4月7日の緊急事態宣言以降、自粛や休業が増え、運行計画の変更による列車の減便に伴い関連会社にも大きな影響があった。関西新幹線サービック第一事業所においても4月から感染防止対策として「自宅待機」が実施された。

自宅待機の勤務扱いは、「就業規則第44条(6)項が定める有給休暇」とする会社掲示が出された。そして、あろうことか有給休暇中に課題を提出する指示を行ってきたのである。有給休暇は、会社が労働者の労働の義務がある日に労働を免除した日である。その日に会社が勤務を指示することなどできないのは明らかである。

地本と関西地区分会は、感染症が拡大する前から職場の改善を求め、関西新幹線サービック会社への申し入れと団体交渉を取り組んできた。団体交渉では、「有休」での課題提出について見解を求めてきたが、本社は「現場が判断した」と回答した。

その後も自宅待機に対する課題提出は継続し、課題未提出者への「自宅待機外し」も継続している。自宅待機は、感染症防止が目的であるが、一部の社員を自宅待機から外すことは、社員の生命を危険に晒す重大な問題であり、命に関わる問題を労務管理に利用する不当な扱いは絶対に許せない。企業が取るべき安全配慮義務違反である。

関西地区分会の仲間は、課題の未提出を口実にした安全配慮を欠く実態を組織的な対応で明らかにしてきた。

この裁判は、原告一人の闘いではなく、労働者を代表した差別を許さない闘いである。

新幹線関西地本は今後も当たり前前の労働運動を職場から推し進め、裁判勝利を目指し全組合員で闘い抜く。

2020年8月5日
コロナ本人訴訟決起集会
JR東海労新幹線関西地本
関西地区分会